

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家、お客様等すべてのステークホルダーに対し、経営の効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保に努めており、今後もコンプライアンスの徹底ならびに経営監査・監督機能の強化を図るとともに、健全な経営体制の確立に努める所存であります。情報開示においては、管理本部を担当部署とし透明性の確保に努めております。ホームページにおいてIR情報を掲載する等、適切な情報開示に努める所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| 株式会社東祥                    | 7,480,000 | 52.77 |
| A B開発合同会社                 | 5,040,000 | 35.55 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 570,200   | 4.02  |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)           | 391,800   | 2.76  |
| 三浦寛之                      | 111,300   | 0.79  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 32,500    | 0.23  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 23,000    | 0.16  |
| 碧海信用金庫                    | 20,000    | 0.14  |
| 株式会社ハセガワ                  | 10,000    | 0.07  |
| 山内一志                      | 9,500     | 0.07  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社東祥 (上場:東京、名古屋) (コード) 8920

補足説明 更新

(1) A B開発合同会社は、当社代表取締役である沓名一樹の資産管理を目的とする会社であり、沓名一樹のみが出資しております。

(2) 上記信託銀行の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 570千株

野村信託銀行株式会社(投信口) 391千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 32千株

資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 23千株

### 3. 企業属性

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ、名古屋 第二部 |
| 決算期         | 3月                |
| 業種          | サービス業             |

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満  |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満   |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、親会社の株式会社東祥が議決権の過半数を所有しており、支配株主であります。支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その決議をもって当社および少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は株式会社東祥であり、当社の議決権の52.77%を所有しております。(2019年3月31日時点)  
 当社は自らの経営責任を負って、社外役員を含めた取締役会を中心として独立した事業経営を行っており、また、親会社と当社との役員の兼任は本書提出日現在において存在していません。  
 その他、親会社の事前承認を要する事項はないため、当社の親会社からの経営の自主性や独立性は確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 11 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 2 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数 <span>更新</span> | 5 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性  | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 細井 英治 | その他 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 石原 大輔 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                |
|-------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 細井 英治 | ○    | ――           | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映しており、独立した立場からの視点により、経営の透明性確保に寄与していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、選任しております。                         |
| 石原 大輔 | ○    | ――           | 会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門的知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、選任しております。 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 3名     |
| 監査役の人数     | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は月1回開催され、会計監査人及び内部統制室と連携し、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査を行っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名     | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 小野内 宣行 | 税理士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 光岡 要次郎 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                      |
|--------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小野内 宣行 | ○    | ――           | 税理士の資格を有しており、会計、財務面から経営の効率性、健全性の確保に寄与していただけのものと判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、選任しております。   |
| 光岡 要次郎 | ○    | ――           | 公認会計士の資格を有しており、会計、財務面から経営の効率性、健全性の確保に寄与していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として適任であると判断し、選任しております。 |

### 【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 4 名 |
|---------|-----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、社外取締役のうち2名を独立役員、社外監査役のうち2名を独立役員として選任しております。独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

### 【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

当社は、社内取締役、従業員に対して新株予約権を有償又は無償で発行することを株主総会において決議しております。2016年3月期以降の新株予約権の付与実績は以下の通りです。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |
|-----------------|-----------|

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| <div> <div>該当項目に関する補足説明</div> <div>更新</div> </div> |
|----------------------------------------------------|

第1回新株予約権(無償) 2015年12月9日臨時株主総会決議  
300個(社内取締役3名、従業員5名)  
当社は、会社の利益が取締役及び従業員の利益と一体になるよう職務に精励する動機づけを行うため、当社役員及び従業員に対するストックオプション制度を導入しております。  
2017年10月11日付で普通株式1株につき100株の割合で、2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合でそれぞれ株式分割を実施しておりますが、上記「個数」は当該株式分割前の「個数」を記載しております。

### 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| <div> <div>該当項目に関する補足説明</div> <div>更新</div> </div> |
|----------------------------------------------------|

有価証券報告書をEDINET上に掲載し、公衆縦覧に供しております。  
なお、第5期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)における取締役及び監査役に支払った報酬額は以下の通りであります。  
取締役報酬額 73,920千円  
監査役報酬額 5,530千円  
社外役員報酬額 2,910千円

また、報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

当社における取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、社内規程等において決定に関する基本方針を定めておりませんが、基本報酬においては、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、役員賞与については、会社の業績見通し(前年比、予想数値達成率等)に応じ決定しております。取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、株主総会において決議された支給限度額の範囲で、取締役については取締役会、監査役においては監査役会で決定しております。また、役員退職慰労金については内規に基づく支給としております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会において適切な意見を求めるため、議案の内容等につき予め事務局より報告しており、その他情報を共有化する為、会計監査人及び内部統制室との定期的な報告を行っております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保に努め、コンプライアンスの徹底ならびに経営監査・監督機能の強化を図り、健全な経営体制の確立に努めております。

当社は監査役会制度を採用しており、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。

#### 取締役会及び取締役

当社の取締役会は取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。当社は、取締役会を経営の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、取締役会から社員に至るまでの双方向の意思疎通を図る体制を構築しております。

#### 監査役会及び監査役

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回の定例監査役会を開催しております。監査方針、監査計画及び監査方法に従い、業務及び財産の状況の調査を行うとともに、取締役会その他の重要な会議への出席、重要書類の閲覧などから、取締役の職務執行を監査しております。

#### 経営会議(ホテル会議)

経営会議は、常勤取締役及び常勤監査役並びに社長の指名する従業員で構成され、取締役会を補完する機関として毎週開催し、取締役会に付議する事項及び会社の業務執行全般にわたる重要事項等を審議することで、情報の共有と効率化を確保しております。

#### 内部監査

内部監査においては、担当部署を内部統制室とし、内部監査担当者を配置しており、他の業務部門から独立し代表取締役の直轄の組織として各部門の内部監査を行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、社外取締役及び社外監査役が出席しており、外部からの監視及び監督機能は充足していると考えております。

監査役は社内においては内部統制室と連携を図り、外部においては会計監査人との連携を図っており、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査は適正に保たれていると考えております。

また、内部統制システムの構築、整備、運用状況の確認は内部統制室が行っており、さらに不正不備の監査を実施していることから、現在の企業統治の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                                      | 補足説明                                                 |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                        | 株主総会招集ご通知を法定期日より前に発送するとともに、法定期日前に当社ホームページ上で開示しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                      | 集中日を回避し、多くの株主様が参加できるよう努めてまいります。                      |
| 電磁的方法による議決権の行使                                       | 今後の検討事項と考えております。                                     |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境<br>向上に向けた取組み | 今後の検討事項と考えております。                                     |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                      | 今後の検討事項と考えております。                                     |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                    | 代表者<br>自身による説<br>明の有無 |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 開催していくことを検討しております。      | あり                    |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算発表時等、定期的な開催を実施しております。 | あり                    |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算短信及びニュースリリース、有価証券報告書等 |                       |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 管理本部を担当部署としております。       |                       |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                               |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、社是を「信用第一」と定め、株主、顧客、取引先、役職員をはじめとするステークホルダーの立場を尊重し経営を行うことで、ステークホルダーから信用を得られるよう努めてまいります。                                          |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 今後の検討事項と考えております。                                                                                                                   |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、取引所の定める適時開示規則に従い、適時適切な開示を行えるよう努めてまいります。また、当社を理解していただく上で必要または有用と判断される情報については、積極的に情報開示するよう努めてまいります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方(基本方針) >

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「経営計画書」、「服務規律」を全従業員に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を追加及び修正しております。また、週1回常勤の取締役で構成され開催されている「ホテル会議」において、各事業の重要事項を検討しております。内部統制室は、全社の内部監査を実施し、定期的に代表取締役及び監査役等に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、適切に保存及び管理しております。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社の「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しております。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤の取締役で構成されている「ホテル会議」は週1回、監査役同席のもと行われる「取締役会」は月1回以上開催され、各取締役からの提案事項に対し、経営上重要な決定を行っております。

5. 企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社は、効果的かつ効率的なグループ経営を行うため、親会社との間で定期的な報告会を開催し、当社の業況や重要な案件について情報の共有を図っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査業務に必要な事項を管理本部等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役及び取締役会の指揮命令を受けないこととなっております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・監査役は、取締役会、ホテル会議その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べるができる体制をとっております。

・取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事象が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役から会社情報等の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにする等監査役監査の環境を整備するよう努めております。

・監査役は、代表者との定期的な意見交換を開催し、併せて内部統制室との連携をとっております。

・監査役は、会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、連携をとっております。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は次のとおりであります。

コンプライアンス等に関する取組み

当社は、年1回開催している「経営計画発表会」において、当社の行動規範を定める「経営計画書」について、社長をはじめとする経営陣が全社員向けに直接説明するとともに、新入社員研修時に法令順守等に関する研修を実施しております。

リスク管理体制の強化

損失の危険の管理に関しましては、各取締役が担当の分掌範囲において実施しており、災害等発生時には、発生状況、対応方法等について「ホテル会議」及び「取締役会」に報告しております。

監査役の監査体制

監査役は、監査計画に基づき監査を実施しており、「ホテル会議」及び「取締役会」に出席する等の方法により、取締役からの報告事項を確認しております。また、内部統制室における内部監査に同行し使用人へのヒアリング等を実施しております。

取締役及び使用人は、監査役から情報等の提供を求められた場合に速やかに提供するように努めております。また、監査役は、四半期に一度、株式会社東洋の内部統制室及び会計監査人との意見交換を実施しており、その内容について代表者とも意見交換を実施しております。

< 内部統制システムの整備の状況 >

1. コンプライアンス体制

内部統制システムに関する基本方針にて、各取締役がそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任者たることを明示するとともに、コンプライアンス経営の一環として、法令違反行為に対する使用人からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努めております。

2. 不備への対応

代表取締役社長及び取締役会は、内部統制評価報告等で発見された不備につき、当社の「組織規程」、「業務分掌規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲においては是正作業を各部門担当者に指示し、是正しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力団体とは、一切の関係をもち、不当要求事案等発生の場合には、外部専門機関(顧問弁護士、警察等)と連携のうえ、毅然とした態度で対応します。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

a. 対応部署の設置状況

管理本部を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応します。

b. 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備しています。

c. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行います。

## その他

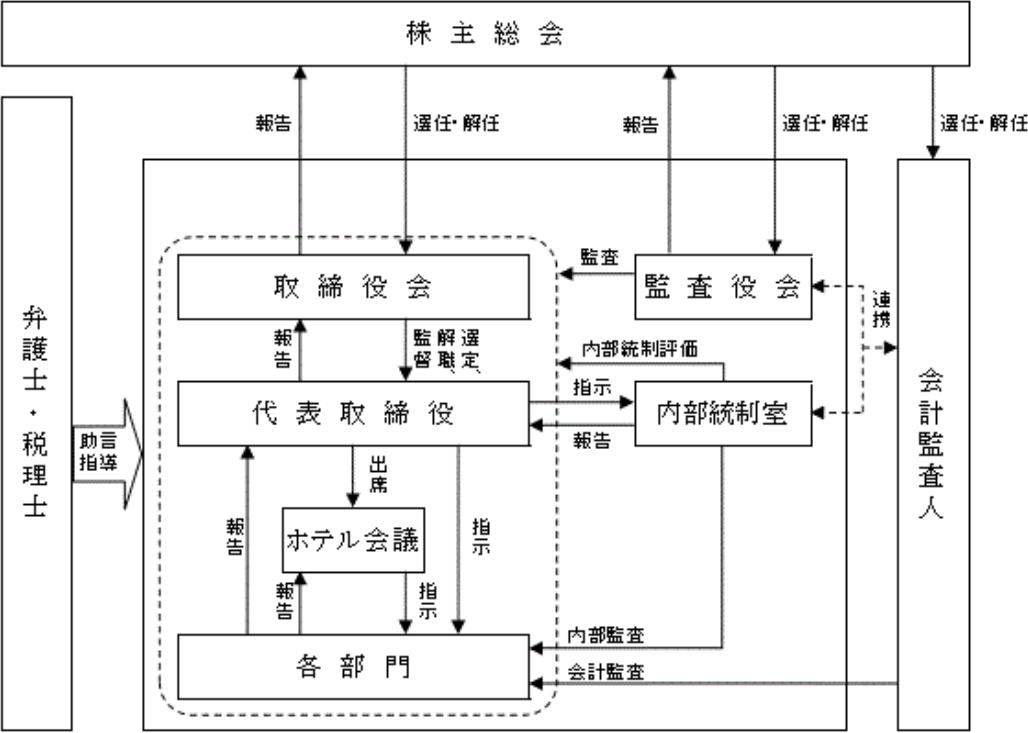
### 1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

